



広報



市の花 つばき



FUSSA

平成22年(2010年)

4月15日 No. 805

発行/福生市 編集/企画財政部秘書広報課
〒197-8501 福生市本町5
☎042-551-1511 (市役所代表)
毎月1日・15日発行

人口と世帯数(平成22年4月1日現在)

区分	住民基本台帳	外国人登録	合計
人口			
男	29,296	1,089	30,385
女	28,727	1,300	30,027
計	58,023	2,389	60,412
世帯数	27,818	1,253	29,071

ホームページ <http://www.city.fussa.tokyo.jp/>

今号の主な記事

2面家具転倒防止器具支給のお知らせ 3面市民活動団体事業支援補助金事業成果発表会 4・5面平成22年度予算概要
6面4月から子ども手当制度が始まりました 7面5月5日(祝)こどもの日体育館無料開放について 8面保健ガイド

地球温暖化対策を推進!

省エネルギー・新エネルギー設備導入に助成金を支給します

●今年度から事業所にも助成金の支給が始まります!

市では、地球温暖化対策の一環として、市民の皆さんや事業者の方が省エネルギー・新エネルギー設備を新たに設置した場合に、費用の一部を助成します。この制度は、省エネルギー設備や新エネルギー設備を広く普及することで、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素の排出量を福生市から削減しようとするものです。

問合せ環境課環境係 ☎551-1718



省エネ照明



太陽熱温水器



ペレットストーブ

●●● 家庭用設備への助成内容 ●●●

住宅用省エネ・新エネ設備を新たに設置した場合、費用の一部を助成します。

対象 次の条件をすべて満たす方が対象となります。

- ① 市内に住所を有していること
- ② 市税の滞納がないこと
- ③ 自ら居住する住宅に助成対象設備を新規に設置した方または自ら居住するために助成対象設備の設置された新築住宅を市内において新たに購入した方で、設備費用の支払いまたはローン契約が完了していること

対象設備と助成額 下表の対象設備のうち、いずれか1点について助成します。

助成対象設備	助成金の上限額
太陽光発電システム	15万円(最大出力1kW当たり5万円とし、最大3kWまで。ただし、1kW以上の出力を有するものに限る。)
太陽熱利用システム	①自然循環式ソーラーシステムについては、1万5千円(1㎡当たり5千円とし、最大3㎡まで) ②強制循環式ソーラーシステムについては、3万円(1㎡当たり1万円とし、最大3㎡まで)
潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)	1設備当たり2万円
ガス発電給湯器(エコウィル)	1設備当たり15万円
燃料電池(エネファーム)	1設備当たり40万円
CO2冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)	1設備当たり5万円
ペレットストーブ	1設備当たり10万円または設置費用の3分の1に相当する額のいずれか低い額

※平成22年4月1日～平成23年3月31までの間に設置され、設備費用の支払いまたはローン契約が完了している機器であること(平成21年度以前に設置したものは、助成対象となりません)。市以外の他団体(国や東京都など)からの助成制度と併せて利用することができます。

申請受付日程 平成22年度は3期に分けて申請受付を行ないます。

【第1期】7月2日(金)～【第2期】10月1日(金)～【第3期】平成23年1月14日(金)～

※いずれも午前8時30分から市役所第一棟2階会議室で行ないます。各期とも、受付開始日の翌日以降は市役所1階11番環境課窓口で受け付けます。

申請方法 所定の「福生市地球温暖化対策設備助成金交付申請(請求)書」に必要書類を添えて申請してください。なお、申請は必ず申請者本人または同世帯のご家族が受付場所に直接お持ちください。それ以外の方の申請や郵送、メール等での申請は受け付けませんので、ご注意ください。

※申請書は環境課窓口で配布しているほか、市ホームページからダウンロードすることもできます。

注意 予算の範囲内での助成となりますので、助成決定額が予算限度額に達した時点で締め切ります。(予算額は3期の総額で801万円)。なお、助成金を受けることが決まった方は、助成決定後次の事項にご協力いただきます。

▼助成対象設備の設置前・設置後それぞれ1年間の電気、ガス及び水道の使用量の報告

▼助成対象設備の設置に関するアンケート調査に対する回答

▼電気、ガス及び水道の使用量の削減その他二酸化炭素の排出の削減に向けた取組など

●●● 事業所への助成内容 ●●●

事業所用省エネ・新エネ設備導入事業に対し、予算の範囲内で事業総経費の3分の1までを助成します。

対象となる事業 省エネルギー設備及び新エネルギー設備の導入を2つ以上行なう複合的な事業

(例)太陽光発電、太陽熱利用、ガスコジェネレーション、LED照明、屋上断熱など

対象となる事業者 次の条件をすべて満たす事業者が対象となります。

- ① 市内の事業所へ新たに助成対象設備を導入する事業者
- ② 市税の滞納がない事業者

対象となる経費 設計費、本工事費、付帯工事費等

助成額 総事業費の3分の1まで ※予算の範囲内での助成額となります。また、寄付金や市以外からの助成金がある場合は、その額を除いた額の3分の1までとなります。

申請受付期間 4月20日(火)～10月15日(金)

提出書類 「福生市地球温暖化対策設備普及事業助成金(事業所)交付申請書」に次の書類をそれぞれ1部ずつ添付して提出してください。

- ① 事業計画書
- ② 事業に要する経費が分かる書類(見積書を添付すること)
- ③ 年間使用エネルギー量が分かる書類
- ④ 二酸化炭素の排出削減効果及びその根拠が分かる書類(導入する機器のカタログを添付すること)
- ⑤ 市税に未納がないことの証明書

※申請書及び①～④の書類については市指定の様式(市ホームページからダウンロードするか、市役所1階11番環境課窓口までお問い合わせください。)で提出していただきます。このほか、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求める場合があります。また、提出書類は返却しません。

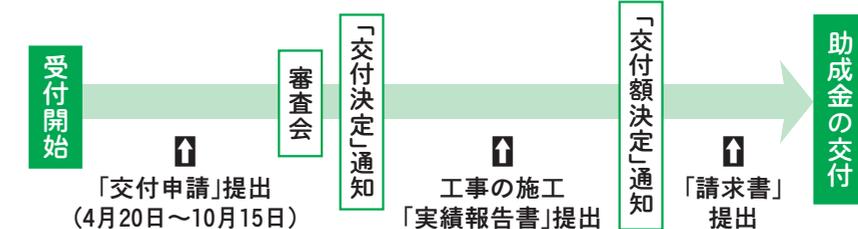
申請方法 提出書類を持参または郵送で〒197-8501福生市本町5番地 福生市役所環境課へ。(10月15日(金)必着)

審査の実施 本助成は、より効果的な事業に交付するために、事業計画の段階で事前に審査を行ない、予算の範囲内で適正な額を交付します。

ご注意

- ・応募者が多数の場合は、採択とならない場合や、助成金交付額が要望額に満たない場合があります。
- ・周辺の方々へ迷惑のかからない工事および設備の設置をお願いします。
- ・工事終了時に実績報告書を提出していただくほか、事業終了後3年間については二酸化炭素削減効果についての効果報告書を提出していただきます。

《事業所への助成の流れ》



福生市のホームページアドレスは <http://www.city.fussa.tokyo.jp/> です